

On-line 開催資料

富士学会発表要旨集

富士学会 2022 年春季学術大会

2022 年 6 月 18 日 (土)

会場：富士学会静岡事務局 (on-line)

富士学会

2022

目 次

2022 年春季学術大会 プログラム

1. 大会記念講演

「大我講と忍野八海を考える新たな視座を求めて－講紋三星と『三峰』論再考－」

堀 信行 1

2. 研究報告

「富士浅間神社『大宮司富士氏』の本姓は『和邇部臣氏』か－『富士氏』の
律令期系図－」

植松章八 2

「古墳・飛鳥時代における富士山南麓の開発と環富士山ネットワークの形成」

藤村 翔 6

「富士山遙拝の一形態」

渡井英誉 8

富士学会 2022 年春季学術大会

日時：2022 年 6 月 18 日（土）13：00～17：00

場所：富士学会静岡事務局：on line(zoom)

司会：渡井英誉（富士学会事務局長）

1. 開 会

2. 挨拶 渡邊定元（富士学会会長） 13：00～13：05

3. 大会記念講演

「大我講と忍野八海を考える新たな視座を求めて — 講紋三星と『三峰』論再考—

堀信行（富士学会理事長） 13：05～13：50

4. 一般研究報告

(1) 「富士浅間神社『大宮司富士氏』の本姓は『和邇部臣氏』か — 『富士氏』の律令期

系図—」 植松章八（富士学会副理事長） 13：55～14：25

— 休憩 —

(2) 「古墳・飛鳥時代における富士山南麓の開発と環富士山ネットワークの形成」

藤村 翔（富士市教育委員会） 14：40～15：10

(3) 「富士山遙拝の一形態」 渡井英誉（静岡市） 15：15～15：45

5. 討論

<コーディネーター 植松章八>

各報告者 15：50～16：30

6. 閉会挨拶 増澤武弘（富士学会副理事長） 16：30～16：35

<春季学術大会記念講演>

大我講と忍野八海を考える新たな視座を求めて

－ 講紋三星と「三峰」論再考 －

堀 信行（富士学会理事長）

富士浅間神社『大宮司富士氏』の本姓は『和邇部臣氏』か

- 『富士氏』の律令期系図 -

植松 章八

UEMATSU Shouhachi

キーワード：『和邇氏系図』、『別本大宮司富士氏系図（富士大宮司系図）』、富士浅間神社大宮司富士氏、富士山

Key words: "Wani-Uji-Keizu", "Fuji-Uji-Keizu", "Fuji-Uji, Grand Priest of Fuji Sengen Shrine", Mt.Fuji

はじめに

・富士氏の初出史料 『源平盛衰記』巻第20「石橋合戦の事」

治承4年(1180)8月22日 浅間三郎(平家方大場三郎景親に従う) 平家家人表に掲載

・富士氏と富士領 地方豪族(開発領主)

『保暦間記』治承2年(1178)11月12日

清盛の娘、高倉天皇の中宮徳子の言仁親王(後の安徳天皇)出産記事。清盛は安徳天皇の祖父、後白河法皇に「富士綿千両」を贈る。誕生後には12月15日に立太子、翌々年の2月21日には即位。

『山塊記』治承3年(1179)正月12日

清盛が富士郡に行く計画、延期。代理、知盛が明朝出発予定、中止。当時の知行国主、知盛は武蔵、宗盛(後の嫡子)が駿河。

『吾妻鏡』文治2年(1186)6月9日

4月、頼朝から後白河院に政道のことは特に盛んにすべきである(滞留された年貢は、頼朝が催促し、納入させる。)と奏聞。今日、勅答が到来。後白河院領(本所・領主職は後白河院。)である富士領の滞留が記載、頼朝、納入命令。鎌倉時代、富士郡は関東御領(上方政所・下方政所)・地頭は北条氏

1 系図三種

・駿河浅間神社旧蔵『和邇氏系図』(系図1と略称。)

国立国会図書館所蔵

『姓氏家系大辞典』『和邇氏系図』『富士(1和邇部

姓)系図』(太田1963)

「氏族系譜の形成とその信憑性—駿河浅間神社旧蔵『和邇氏系図』について—」(比護1988)

・本宮浅間神社蔵『別本大宮司富士氏系図(富士大宮司系図)』(系図2と略称。)

『浅間文書纂』案主富士氏記録(官幣大社浅間神社社務所編1931)

・本宮浅間神社蔵『大宮司富士氏系図(富士氏系図)』(系図3と略称。)…南北朝以降

『浅間文書纂』案主富士氏記録(官幣大社浅間神社社務所編1931)

系図1・系図2 富士氏成立期(8世紀末~9世紀初頭、平安時代初期)の唯一の史料

富士郡浅間神社大宮司家の本姓 人皇五代孝昭天皇を祖とする和邇部臣氏であると記載

和邇部臣氏の意味 一般に、和邇部臣氏の部民(和邇部)を管掌する地方豪族が擬制的な同族系譜をもつ。ところが、本系図では和邇部臣氏が在地に下って「富士」を称するという。

2 『和邇氏系図』(系図1)の研究史

・太田亮『姓氏家系大辞典』1963 「孝昭天皇」から「宗人(従七位上 天平神護元年(765)七月)」「(『続日本紀』)までの系図 「和邇」「富士 1和邇部姓」に二分して掲載

・田中卓(田中1974)と佐伯有清(佐伯1985)

・岸俊男「ワニ氏に関する基礎的考察」 駿河のワニ氏を否定(岸1960・1965)

表1 『和邇氏系図』『富士大宮司系図』にみる「和邇部臣・富士豊麿」主要事項一覧

系譜	『和邇氏系図』(系図1)	『富士大宮司系図』(系図2)
高祖父	弓束 庚午籍負丸迹部臣姓 ↓	磐城臣 ↓
曾祖父	★君手 初東宮舍人・大乱勲功 の弟 濱主 壬申大乱有軍功 の息 大居 愛宕郡主政 ↓	★鳥 和邇部臣 の弟 ★忍勝 務大肆・真野臣祖 居近江国志賀郡真野村 ↓
祖父	弟足 従七位下・愛宕郡少領 の長兄 ★大石 外従五位下・志賀郡大領 の次兄 伯万呂 造東大寺大仏判官・正六位下 勅補志賀郡大領 ↓	伯万呂 の弟 弟足 ↓
父	★宗人 従七位下 天平神護元年(765)七月改臣賜宿祢姓 神護景雲二年(768)四月任駿河掾 の弟 男人 従七位下・愛宕郡少領 天平神護元年(765)七月改賜宿祢姓 ↓	★大石 ↓
初代	豊麻呂 外正六位上 富士郡大領 在任中天応元年(781)七月富士山焚 延暦十九年(800)六月又焚 同二十年(801)四月 <small>(浅間祭祀)</small> 拝	豊麿 外正六位上 富士郡司大領 在任十三年 延暦十四年(795)二月補富士郡大領 同十九年(800)六月富士山焚 同廿年(801)掌富士浅間大神祭祀 天長二年(825)八月十七日死七十一才

注 ★は『日本書紀』『続日本紀』『新撰姓氏録』に記載あり

・比護隆界「氏族系譜の形成とその信憑性—駿河浅間神社旧蔵『和邇氏系図』」について—(比護 1988)

『先代旧事本紀』(9世紀中ごろの撰)が成立した以降のことであろう。『和邇氏系図』は後代において形成されたものという結論をださざるを得ないのである。

→その背景 昭和53年(1978)の埼玉県稲荷山古墳出土「金錯銘鉄剣」の銘文発見。「辛亥年」「獲加多支鹵大王」に仕えた「乎獲居臣」に至る9代の系譜。471年,雄略天皇。

3『別本大宮司富士氏系図(富士大宮司系図)』(系図2)の研究史

昭和6年(1931)3月『浅間文書纂』(官幣大社浅間神社社務所編1931)

(1)1期 2点 昭和4年(1929)・昭和6年(1931)

和邇部臣・平安時代富士郡 肯定

・宮地直一・広野三郎『浅間神社の歴史』1929 系図2の表紙裏に、先照寺尊牌

・足立鍬太郎が編纂 旧『静岡縣史』第二巻 静岡縣編 1931

(2)2期 3点 平成4年(1992)～平成7年(1995)

和邇部臣・平安時代富士郡 肯定

・仁藤敦史「スルガ国造とスルガ国」『裾野市史研究』第4号 平成4年(1992)

・仁藤敦史 静岡県編『静岡県史』通史編1 「豪族と農民」 平成6年(1994)

・原秀三郎 静岡県編『静岡県史』通史編1 「遠江・駿河・伊豆三国の成立」 同上

・小和田哲男・奈木盛雄ほか『静岡県姓氏家系大辞典』 平成7年(1995)

(3)3期 5点 平成8年(1996)～平成21年(2009)

和邇部臣・平安時代富士郡 否定

表2 正史等記載記事と『富士大宮司系図』(系図2)記載記事の比較一覧

年代	正史等記事	富士大宮司系図(系図2)記事
天 応 元 (781)	7月6日 下 ^{ふもと} に灰雨 ^ふ れり(延暦噴火始まる)	
延 暦 14 (795)		2月 ^{初代} 豊麿富士郡司大領に補、在任 13年
延 暦 19 (800)	6月6日 山巔自ら焼	6月富士山焚ける
延 暦 20(801)		? 豊麿富士浅間大神祭祀を掌る
延 暦 21 (802)	1月8日 相模駿河両国に祈祷を命令 ^{注1)} 5月19日 足柄路を廃し、筥荷途 ^{はこねじ} を開く	
延 暦 21(803)	5月8日 足柄旧路を復す	
大 同 2(807)		7月 ^{2代} 池守富士郡少領に任、父譲る
大 同 3(808)		? 池守浅間神を山宮より大宮に
弘 仁 8 (817)		3月池守富士郡擬大領に補、在任 21年
天 長 2(825)		8月17日 豊麿 死去
承 和 4(837)		1月 ^{3代} 國雄富士郡擬大領に補、父譲る
嘉 祥 元(849)		2月5日 池守 死去
仁 寿 3(853)	7月5日 浅間神を名神に預く ^{注2)} 7月13日 浅間大神を従3位に加う	
貞 観 元 (859)	正月27日 浅間神を正3位に授け奉る	
貞 観 2(860)	5月5日 富士山上に五色の雲見ゆる	
貞 観 6(864)	5月25日噴火、溶岩本栖湖を埋 ^{注3)} (貞観噴火始)	

注1) 律令国家は陳謝・読経・災殃を攘うべしと命令、ただし、神名なし。『浅間神』登場は仁寿3年。

注2) 名神大社(名神帳に登録、全国304座・224処、駿河国1座。名神祭は臨時祭、奉幣使)。

注3) 翌貞観7年12月9日、甲斐国八代郡、浅間明神の祠を立て、官社に列す。すなわち、祝・禰宜を置き、時に随い祭りを致す。(現河口浅間神社か市川三郷町の一の宮浅間神社か) →甲斐の浅間明神「郡家の南を以って、神宮を作り建てる。」『甲斐国志』

- ・佐藤雅明「古代珠流河国の豪族と部民の分布について」系譜に断絶 平成8年(1996)
 - ・若林淳之 「富士大宮司館の発掘調査によせて」平成12年(2000)
 - ・植松章八 「古代・中世の富士氏」同上
 - ・植松章八 「東平遺跡の成立と展開」奈良時代富士郡衙 墨書土器「布自」平成12年(2000)
 - ・勝又直人 「浅間大社遺跡周辺の環境(2) 歴史的環境」平成21年(2009)
4. 大宮司家の本姓は和邇部臣か……系図1の「父宗人」と「豊麻呂」
- (1) 大宮司家は駿河国富士郡の在地豪族
- ・『続日本紀』天平神護元年(765)7月14日、宗人の賜姓記事

- 左京の人甲斐員外の目丸部宗人ら二人に姓宿禰を賜ふ。
- 員外官とは「甲斐員外の目」という官職は微妙。京官は不明、遥任か赴任か
- ・系図1だけに載る宗人の細注は
 - ⑦従7位下 ⑧上記『続日本紀』記事 ⑨神護景雲二年(768)四月任駿河掾(根拠なし)
 - (2)『富士郡大領』の成立は奈良時代
 - ・「布自」郡衙 富士市東平遺跡 8~10世紀の郡衙遺跡。住居跡およそ400基・掘立柱建物跡およそ90棟。8世紀第2四半期の「布自」銘墨書土器。
 - ・「大領」布自郡司 遺跡北端の西平第1号墳からは8世紀第1四半期の鍔帯金具(丸軋4点・巡方4点・鉞尾1点)1帯。
 - ・16地区では大量の廃棄瓦。→奈良時代 布自氏の私寺

➡布自郡衙(郡司=布自氏=地方豪族)実在 …神龜3年(723)好字二字

(3) 正史等記載記事と『富士大宮司系図』(系図2)記載記事の比較

- ・系図2の記事が正史等のそれと重複する箇所は、延暦19年6月の延暦噴火だけである。『富士大宮司系図』(系図2)の豊曆以下の記事は正史の空白年にだけ意図的に書き込む。

むすび

(1) 父宗人と豊麻呂、そして、父大石と豊曆

- ・和邇部臣氏と富士氏との継続性は、系図1の父宗人と豊麻呂の箇所をどう読むかである。系図1宗人「神護景雲二年(768)四月任駿河掾」は、裏付け史料なし。
- ・宗人にいたる歴代の人々は『和邇部臣』、(山城国)愛宕郡司・(近江国)志賀郡司が多い。宗人が「任駿河掾」となって、初めて駿河との関係が生じる。
- ・仮にそれが実際にあったとしても、律令では富士郡司の大領・少領は富士郡内の有力豪族から任命されることになっている。愛宕郡や志賀郡という他国出身者の子弟が富士郡大領に任命されるということはありません。
- ・ようするに、系図1における宗人と豊麻呂の間には断絶があり、豊麻呂が和邇部臣を継承するとみるには無理がある。また、系図2では、大石までの2代にわたって細注がなく、系図2のなかでは極めて異例な記述の箇所のひとつとなっている。その上、父とある大石は『続日本紀』で君手の息と確認できるから、ここにも断絶を認めざるをえない。

以上によって、系図1の宗人、系図2の大石以前の系譜は和邇部臣氏の系図であって、富士郡の在地豪族と認められる富士氏とは少しの関係も認められない。

(2) 初代豊曆～20代則時は創作

- ・系図2に『富士郡大領家』『浅間神社祭祀者』としてみられる初代豊曆から20代則時までの人々は、正史などの古代文献に誰ひとり確認できない。架空の人物といわざるを得ない。系図1・2に語られる『富士郡大領家』『浅間神社祭祀者』記載の信憑性は、全面的に否定されなければならない。

(3) 「和邇部」の初出

- ・ところで、富士氏にみる「和邇部」の初見が寛正3

年(1462)11月2日の『旧大宮司富士家文書』に確認される。大宮司、系図2では27代とある忠時が、『後花園天皇口宣案』により「右馬助和邇部忠時」として能登守に補される。若林淳之は、忠時が当時の系図買いかかわったかもしれないともいう。いずれにしても、そうした一連の時期に系図創作がみられたと理解しておいてよいかも知れない。

- ・ただし、戦国時代末までの文書に、和邇部の2例目をみることはできない。江戸時代に入るもの、とみてよいようである。その意味をどのように解するか、後考にまちなさい。

(4) 『浅間神社大宮司』の物神性

- ・系図1・2ともに、富士郡司を奈良時代には設置しない。平安時代に入って初めて置くという、大胆な、あまりにも反歴史的な構成をどうして選んだのかである。ここでは、それが系図1の「同(延暦)二十年(801)四月拜」、系図2の「同廿年掌富士浅間大神祭祀」にあるとみたい。系図1では、何を「拜」したのか定かではないが、系図2の「富士浅間大神祭祀」を指すことは明らかである。
- ・ようするに、律令政府は、8世紀末～9世紀中葉にみられた延暦・貞観の富士山大噴火にあたり、国家的火山対策として駿河と甲斐に『浅間名(明)神』の設置を認めた。富士氏にとっては、その祭祀執行者としての『浅間神社大宮司』の価値は何ものにもかえがたく、あるいは、郡司以上に物神性をもつという認識の結果と理解しておきたい。

古墳・飛鳥時代における富士山南麓の開発と 環富士山ネットワークの形成

藤村 翔*

From the Development of the Southern Foot of Mt. Fuji to the Establishment of a Network around Mt. in the Kofun and Asuka Periods

Shō FUJIMURA*

キーワード：富士山，古墳時代，飛鳥時代，古墳群，地域開発，渡来人

Key words : Mt.Fuji, Kofun Periods, Asuka Periods, tomb group, local development, immigrants

I 富士山南麓地域と伝法古墳群

6・7世紀を中心に総数400基を超える古墳が築かれた富士山南麓地域は、現在の静岡県東部、富士市と富士宮市域に位置する。地理的には、北に富士山、南に駿河湾を望み、太平洋岸を通る東西の陸路や海路、さらに富士山の周縁を通過して中部高地へと至る南北の陸路が交錯する要衝の地として発展し、今日に至っている。富士山南麓地域の各古墳は地理的に2～3基から、多いもので100基程度のまとまりをもって立地し、古墳群を形成するが、そのなかで中心的な役割を果たしたとみられるのが、富士市伝法地区一帯に広がる伝法古墳群である。

伝法古墳群の資料は、中原4号墳出土品が令和3年(2021)12月に静岡県指定有形文化財に、東平1号墳出土品は令和元年(2019)12月に富士市指定有形文化財に指定され、令和2年度には文化庁主催の『発掘された日本列島2020』展に出品されるなど、近年の調査研究により全国的にも注目される古墳群となっている。

本報告では富士山南麓地域の古墳群と古代集落の関係について、「地域開発」の視点に沿って既往の研究をまとめるとともに、富士山を挟んで北側に位置し、同時期に共通した特徴を有して古墳文化が展開した甲斐地域との比較検討を行うことで、両地域に期待された地勢的な役割や倭王権との関係について論じた。

II 富士山南麓の開発と渡来人

富士山南麓地域の開発拠点となった潤井川下流域の集落(沢東A遺跡・東平遺跡)は、伝法古墳群の集団によって駿河国富士郡家の設置が進む8世紀まで、若干場所を変えつつも継続して経営された。

伝法古墳群の首長層は、渡来人を含む手工業技術者集団を擁し、東国へ接続する要衝の軍事的指導者としての役割を担っていた。また同一古墳群の集団による順調な地域経営の背景としては、上宮王家関連のミヤケの可能性のある田子の浦砂丘上の複合的手工業・水産加工拠点(中原遺跡)の存在が大きかったことを想定した。

III 駿河東部・甲斐地域の共通性の意味

駿河東部・甲斐(・信濃)の各地域は、東海道と東山道という二つの兵站線を結ぶジャンクションと中継路として、軍事的要衝を構成する点で共通した地勢的性格を有している。倭王権にとっては東国経営の最前線といえるこの地を押さえるため、王権と密接な繋がりある首長や集団を集中的に配置し、地域開発を進めることで、王権への貢納拠点を整備するとともに、有事の際には自前で装備を調べて兵として出奔できる生産技術も有した軍事集団の育成を試みたと考えられる。今回検討した駿河東部・甲斐地域の集団間では、倭王権の主導の下、環富士山ネットワークともいえる情報交流網が形成されていたことが窺える。

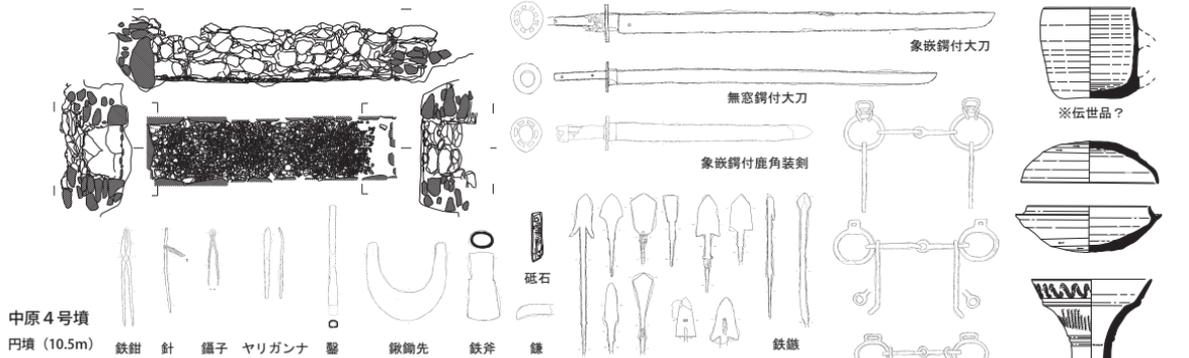
6・7世紀における駿河東部・甲斐地域では、首長層にとって極めて重要な飲食儀礼や狩猟儀礼のほか、竪穴建物の構造や牧による地域開発にも共通する要素が多い。さらに、無袖形石室という相対的下位の墓制を採用する両地域の古墳群の特徴からは、共通の畿内有力氏族や王族の管理下におかれた集団が多く居住した可能性を指摘できる。駿河東部地域の検討を重視すれば、畿内地域の上位集団の有力候補には、壬生部や膳大伴部といった貢納集団を駿河・伊豆・甲斐地域に多く配した、上宮王家が挙げられよう。

* 富士市教育委員会文化財課

* Cultural Properties Division, Fuji City Board of Education

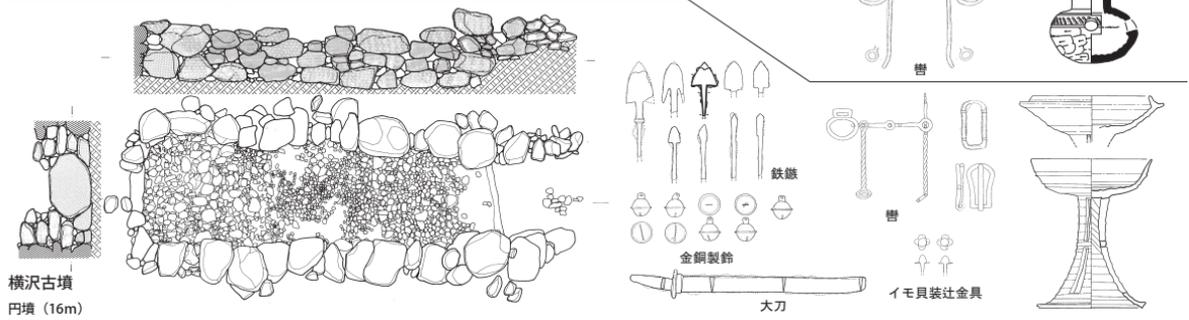
575

遠江Ⅲ期中葉 (TK 43)



600

遠江Ⅲ期後葉 (TK 209)

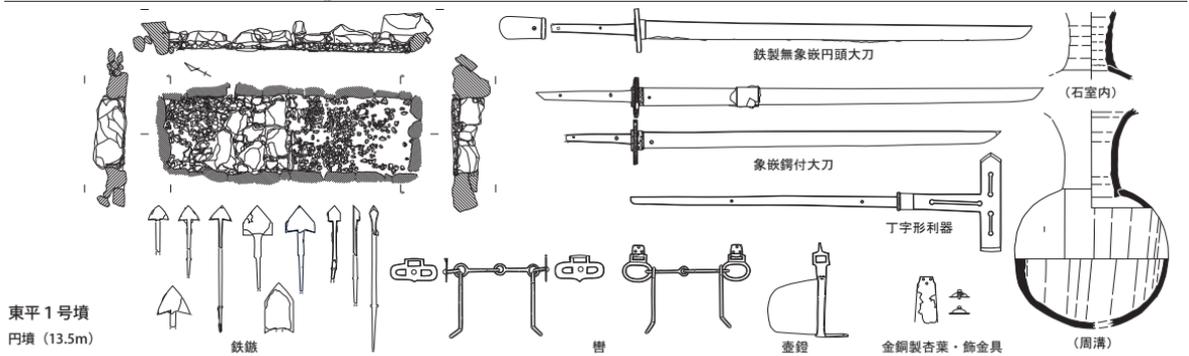


遠江Ⅲ期末葉 (飛鳥Ⅰ後)



650

遠江Ⅳ期前葉 (飛鳥Ⅱ)



遠江Ⅳ期後葉〜Ⅴ期 (飛鳥Ⅲ〜平城Ⅰ)

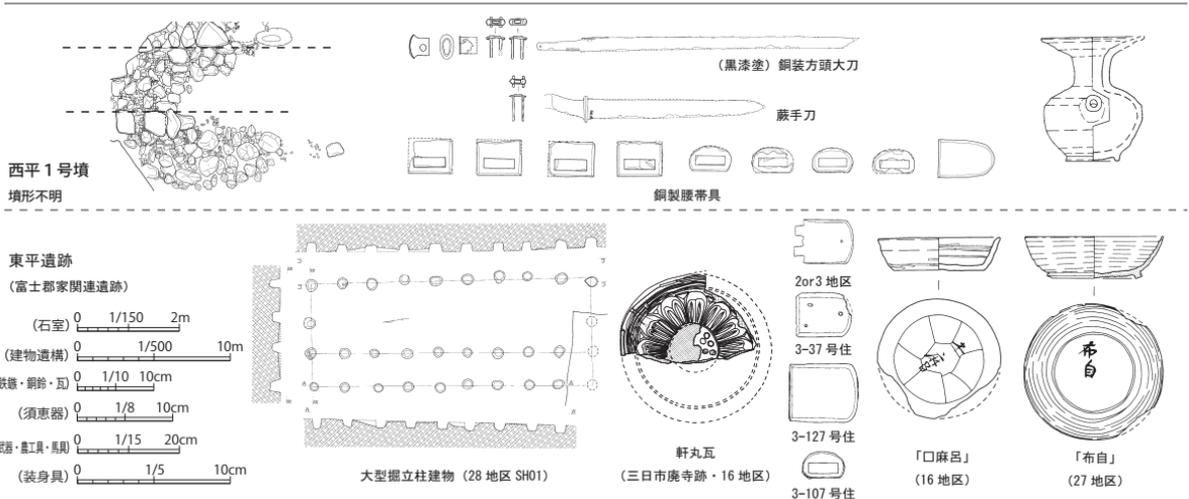


図1 伝法古墳群から富士郡家への展開

富士山遥拝の一形態

—山宮浅間神社における遥拝について—

渡井 英 誉*

A form of Mt.Fuji worshipping — Worshipping in Yamamiya Sengen-jinja shrine —

Hideyo WATAI*

キーワード：富士山，世界遺産，山宮浅間神社，遥拝，

Key words：Mt.Fuji，World Heritage，Yamamiya Sengen-jinja shrine，Worshipping

1. 山宮浅間神社

富士山信仰の中で、「遥拝」とする信仰儀礼の代表的な事例としては、山宮浅間神社の祭祀施設が取り上げられる。それは、富士山の神社祭祀が、古代において頻繁に起こった噴火に対して、その鎮静を図ることを目的として、富士山に直接関わるのではなく、麓から眺望する遥拝を前提として展開するものとされていたからである。

遥拝は、本来、神宿る対象に対して拝む行為を指すもので、対象は、島、山、樹木等となる。それはそのもの自体が御神体で、それを遥拝することが祭祀儀礼となるからである。そこに、明らかな聖地としての領域があり、対象は、概ね禁足地となっている場合が多い。

浅間神社の神義は、遥拝することを第一義とすると、その対象は富士山の山体である。これを「浅間信仰」と呼称する。但し、現在の浅間大社の社殿がそうであるように、直接、富士山山頂に向かせて造営されているものは少ない。富士山に可視領域における日常的な遥拝もその一旦となるものと考えられるが、そもそも遥拝に関わる祭祀儀礼において関連施設の存在が必要なのか。古代の富士山信仰の本質に関わる部分であり、その実態はまだよく分かっていない。

山宮浅間神社では、圍繞施設と多量の遺物から、その空間で執行された儀礼行為が想定されるのであるが、不可侵な領域の形成は、その場所自体の重要性をよく表し、ここに確実な依代（神代）としての機能を考えることができる。

富士山を直接遥拝する施設は、依代としての機能が明らかで、富士山を直接対峙する斎場が認められる山宮浅間神社の事例があるものの、その他ははっきりしない。

その中で、それぞれの位置や景観から見て直接富士山に関わる可能性のあるものとして次の2例を取り上げられる。北口本宮富士浅間神社の社叢を抜けた富士山側にある「大塚丘」と、駿河湾に面した吉原湊の近くに築成された「鈴川の富士塚」と呼ばれるものである。

2. 先史の遥拝

富士山信仰は、原始・古代から頻繁に発生した噴火に対して、その沈静化を祈念する律令体制化の国家に関わることにより展開したものと考えられる。

それでは、律令国家形成以前の富士山信仰は、どのようなものであったか。具体的な資料が残されていないため、推測の域を脱していないのが現状である。縄文時代草創期の大鹿窪遺跡や縄文時代後期の千居遺跡などで発見されている石組遺構にそれを求める見解があるが実証性は極めて弱い。

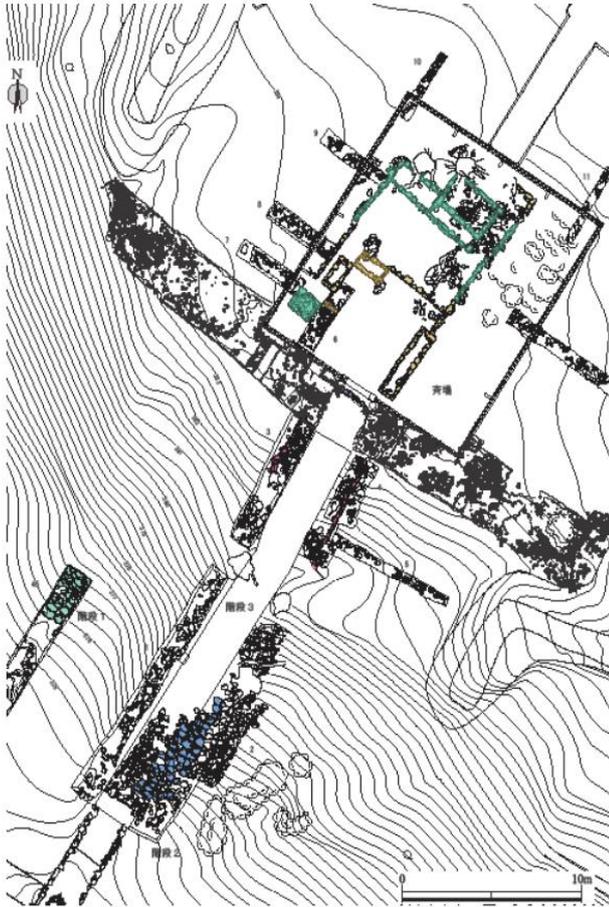
丸ヶ谷戸遺跡で発見されている墳墓がその軸線を富士山山頂、剣ヶ峰に合わせている事象は、信仰に関わることを具現化していると考えられる。造墓から指摘できる階層社会が、体系的な信仰形態の成立を促したのではないかと考える。領域の支配体制の確立以後の現象として捉えられるのである。支配領域がどこまでか、限定できないが、富士山西南麓一帯を指すのであれば、火山灰地で生産性の弱い地域がその領域となる。そこには、富士山信仰が地域開発のひとつの根拠となっていたのではないかと考える。富士山を意識して構築された墳墓の事例は、この段階から明らかになる。以後、古墳時代前期後半の向山16号墳（三島市）やすでに消滅しているものの東坂古墳（富士市）などの大型墳は、その軸線を富士山へ向ける。



山宮浅間神社と富士山



駿河の前期古墳



山宮浅間神社遷拝所全体図



丸ヶ谷戸遺跡